

短時間労働者に係る賃金要件の撤廃及び保険料調整制度について

2026年10月1日より「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のため国民年金法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、短時間労働者の適用要件のひとつである「賃金要件」が撤廃されます。

また、今回の改正に伴い「任意特定適用事業所」となる事業所等を対象とした「保険料調整制度」が開始されます。

1. 短時間労働者の社会保険適用要件

	2026年9月30日まで	2026年10月1日から
労働時間	週20時間以上	変更なし
賃金	月額8.8万円以上	撤廃（最低賃金が全国的に1,016円を超えたことに伴う）
雇用期間	2ヶ月超	変更なし
学生	適用外	変更なし
事業所の従業員数	従業員51人以上の事業所に勤務	変更なし（2027年10月以降段階的に撤廃）

2. 保険料調整制度について（2026年10月1日から開始）

(1) 対象となる事業所

保険料調整制度の対象となる事業所は、以下のいずれかに該当する事業所です。

- ① 2026年10月1日以後に任意特定事業所となった事業所
- ② 2027年10月1日以後に新たに特定適用事業所となった事業所

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
特定適用事業所の規模要件	被保険者数 36人以上の事業所	被保険者数 21人以上の事業所	被保険者数 11人以上の事業所	被保険者数 10人以下の事業所

(2) 対象となる被保険者

保険料調整対象事業所に使用される被保険者のうち、以下の①～④までのいずれにも該当する者。ただし、育児休業等で保険料が免除されている者及び二以上勤務者は対象外となります。

- ① 1週間の所定労働時間または1カ月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ③ 学生ではない
- ④ 標準報酬月額が126千円以下

(3) 対象となる保険料

保険料調整制度の対象となる保険料は、保険料調整対象被保険者の標準報酬月額に係る一般保険料のみとなります。

標準報酬月額に係る調整保険料、介護保険料及び子ども・子育て支援金、標準賞与額に係る一般保険料、調整保険料、介護保険料及び子ども・子育て支援金は保険料調整制度の対象外となります。

(4) 保険料軽減割合

標準報酬月額	被保険者：事業主（1・2年目）	被保険者：事業主（3年目）
～88 千円	25 : 75	37.5 : 62.5
98 千円	30 : 70	40 : 60
104 千円	36 : 64	43 : 57
110 千円	41 : 59	45.5 : 54.5
118 千円	45 : 55	47.5 : 52.5
126 千円	48 : 52	49 : 51

(5) 手続き方法

保険料調整制度を利用するためには、以下の①・②に定める日から起算して 2 年を経過した日の属する月の前月までの間に「保険料調整開始申出書」を当組合にご提出ください。なお、保険料調整制度の対象期間は、当該申出書を受理した日の属する月から通算して 36 カ月目とし、事業所ごとに通算します。

- ① 2026 年 10 月 1 日以後に任意特定適用事業所となった事業所
⇒任意特定適用事業所となった日
- ② 2027 年 10 月以後の被用者保険の短時間労働者に対する適用拡大により、特定適用事業所となった被保険者数 50 人以下の事業所
⇒特定適用事業所となった日

(6) 保険料調整額の還付

保険料調整額は、当該月の 4 カ月後までに一般保険料額に充当することで事業主に還付いたします。（充当した際は事業主宛「保険料調整通知書」をお送りします）。

ただし、保険料調整制度の対象となる保険料を滞納し、督促状により指定する期限までに納付されなかった場合は、還付することができませんのでご注意ください。